

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日（金）午後1時25分
2. 閉会日時 令和4年9月9日（金）午後2時30分
3. 開催場所 日置川拠点公民館2階大会議室
4. 出席委員

1番 尾崎 義治	2番 市川 博	3番 本田 勉
4番 後呂 豊	5番 栗栖 一	6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文	8番 藤原 久恵	9番 南 喜久治
10番 小野 真一	11番 清水 哲治	12番 杉谷 孫司
13番 柏木 彰文	14番 楠本 徹男	
5. 欠席委員 なし
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事

報告第9号 農地使用貸借の合意解約通知について	1件
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第11号 農地法第4条第1項ただし書の規定による農地の転用について	1件
報告第12号 認定電気通信事業の空中線の設置について	1件
議案第28号 非農地証明について	2件
議案第29号 農地法第3条の規定による許可について	2件
議案第30号 農地法第5条の規定による許可について	2件
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	9件
議案第32号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について	4件

その他
閉会
7. 会議の概要
局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から9月の農業委員会を開催

させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、本日は、白浜・西富田地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2番の市川 博委員と8番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

2番委員 はい。
11番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第9号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第9号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇他4筆で、地目は〇〇番が台帳、畑、現況、田で、残り4筆は現況、台帳ともに田、面積は合計1,380㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、和歌山県農業公社が貸し付けている〇〇さんと売買を行うため、解約となったとのことです。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第9号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。対象地は〇〇他17筆で、地目はいずれも台帳、現況ともに田、面積は合計6,641㎡です。借人は白〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以

上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇委員 面積が登記の面積の内数㎡と記載がありますが、どういった意味なのでしょう
か。

係長 農地の一部に公衆用道路が含まれているため、その部分を除いた農地部分のみ
の賃借権となります。

議長 ほかに意見等ありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第10号につきましては、専決処分の報
告とさせていただきます。続きまして、報告第11号 農地法第4条第1項ただし
書の規定による農地の転用について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第11号 農地法第4条第1項ただし書の規定による農地の転用につ
いて報告いたします。議案書の5ページをお願いいたします。対象地は〇〇番で、
地目は、台帳、現況ともに田、面積は757㎡の内19.62㎡です。届出人は〇〇の〇
〇さんです。農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する2アール未満の農業
用倉庫用地としての転用です。農機具置場として利用したく、届け出ますとのこ
とです。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等ござ
いませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご質問等がないようですので、報告第11号につきまし
ては、報告とさせていただきます。続きまして、報告第12号 認定電気通信事業
の空中線系の設置につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第12号 認定電気通信事業の空中線系の設置についてご報告いたし
ます。議案書の6ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は、台帳、
現況ともに畑、面積は1,135㎡の内2.25㎡です。賃借人は〇〇の〇〇さんで、賃貸
人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。理由は、携帯電話サービスエリア拡大及びその
品質改善をするため、アンテナを設置しますとのことです。以上、ご報告いたし

ます。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第12号につきましては、報告とさせていただきます。続きまして、議案第28号 非農地証明について上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第28号 非農地証明についてご説明いたします。まず、1番につきまして、ご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は山林、面積は7.01㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和53年月日不詳で山林とのこと。申請理由は、当該地は昭和53年に相続にて取得しましたが、面積が小さく、以前から耕作を放棄しており、現在に至っていますとのこと。

続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は宅地、面積は85㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和55年以前から宅地とのこと。申請理由は、昭和55年以前から隣接地の宅地の一部として一体的に利用しており、平成7年に車庫を建築し現在に至っています、とのこと。なお、1番は8月25日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。また、2番は8月24日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第28号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第29号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第29号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は〇〇他1筆で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積は合計720㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと5,141㎡となります。申請理由は、譲受人においては、本格的な農業とはいかないまでも、野菜栽培をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのこと、譲渡人においては、当該地については、譲受人に相続によって取得しましたが、耕作や管理することが困難であったため、本申請に至りましたとのこと。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は〇〇他4筆で、地目は、〇〇番が台帳、畑、現況、田で残り4筆は現況、台帳ともに田、面積は合計1,380㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと11,858㎡となります。申請理由は、譲受人においては、以前から当該地を耕作してきましたが、譲渡人から申出があったため、本申請に至りましたとのこと、譲渡人においては、当該地を譲受人に耕作いただいていたが手放したいと考え、申請に至りましたとのこと。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現在水田として利用されています。保全状態もよく、異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第29号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第30号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は330㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳外1名で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳外4名です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は、譲受人が当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人については当該地を手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのこと。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は〇〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は205㎡です。譲受人は〇〇の〇〇で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は、当該地を資材置場として利用したいと考え、譲渡人については当該地を相続にて取得しましたが、高齢で管理が困難になり手放したいと考えたため本申請に至りましたとのこと。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 以前から審議をしている隣接地となります。異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と現地を確認してきました。異議ございません。

議長 　　他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第30号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。なお、9番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番から8番につきましてご審議いただきたいと思います。事務局より説明願います。

係長 　　はい。議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は9件、19筆で、合計20,325㎡となっております。2番から8番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、5番から7番が賃借権で残りが使用貸借権の設定です。続きまして、1番から8番の詳細についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。申請地は〇〇他1筆で、現況地目はどちらも畑、面積は合計1,679㎡です。借人は〇〇の〇〇で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

　　続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,266㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。

　　続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。申請地は〇〇他2筆で、現況地目はどちらも田、面積は合計2,058㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。

　　続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は566㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から5か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

　　続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は903㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から6年間の賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、賃借権設定後、〇〇の〇〇さん

〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,454㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から6年間の賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、賃借権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんについては、7番についても貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,182㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から6年間の賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は〇〇他3筆で、現況地目は全て田、面積は合計3,707㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年10月1日から20年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、1番から8番について書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので、異議ございません。

議長 4番から7番につきましては、〇〇中地区でございます。〇〇委員が欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

係長 〇〇委員より、異議ありませんとのご連絡をいただいています。

議長 8番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日〇〇委員と現地を確認してきました。今回の案件に関しては、異議はありませんが、心配する部分もあります。近隣の土地は昨年利用権設定をした農地があります。去年は作付けされていましたが、現在は耕作放棄地のような状態とな

っております。圃場整備がされた農地ですが、野菜を作って収益を上げるのは困難だと思います。耕作放棄地にするために利用権設定をする人はいないと思いますが、行政や地域が一体となって管理していくことが大事だと思います。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第31号の1番から8番につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案第31号の9番につきましてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願い致します。～〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第31号の9番についてご説明致します。議案書の36ページをお願いいたします。申請地は〇〇他4筆で、現況地目は全て田、面積は合計7,510㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳外1名です。令和4年10月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 9番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 名義人のお父さんの時代から耕作している農地となります。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第31号の9番につきまして、計画の決定を承認致します。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～続きまして、議案第32号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第32号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明致します。これは農用地の除外及び編入申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。1番についてご説明致します。議案書の38ページをお願いいたします。申請地は〇〇他1筆で、地目は、台帳、現況ともに宅地、面積は合計1,838.04㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は、畜舎・倉庫です。変更理由は、畜舎・倉庫を農用地区域へ編入するため、本申請に至りましたとのことです。こちらについては、農用地区域外から農用地区域内への編入申請となります。

2番についてご説明致します。議案書の40ページをお願いいたします。申請地

は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は643㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は個人住宅です。変更理由は、居住用地を採寸孫夫婦から当該地を譲ってほしいと申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

3番についてご説明致します。議案書の42ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は18㎡の内2.25㎡です。変更後の土地利用目的は、携帯電話基地局設置です。変更理由は、〇〇から携帯電話サービスエリアを拡大するため、アンテナを設置したいと申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

4番についてご説明致します。議案書の44ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は1,135㎡の内2.25㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は、携帯電話基地局設置です。変更理由は、〇〇から携帯電話サービスエリアを拡大するため、アンテナを設置したいと申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第4号の編入するための要件、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などで、要件の全てを満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 今年の5月にアンテナ設置の報告が出ていました。今回は農振地域の除外ということで、異議ございません。

議長 4番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 梅畑の端でされることから、異議ございません。

議長 　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 　　4番ですが、報告第12号の申請の分と別物になるのでしょうか。3番の案件は報告の申請が議案に無いように思います。

係長 　　報告については、アンテナの設置の届出であり、今回は農用地除外の申請であるため、別々に申請いただく必要があります。3番の案件に関しては、今年の5月に設置の届出をいただいております。

〇〇委員 　　もう1点確認したいのですが、1番の鶏舎についてです。農用地に編入する目的はなんのでしょうか。

係長 　　農用地に編入することによって、税制上の優遇を受けることができます。経費等を抑えることで事業の発展を見込んでいるということです。

〇〇委員 　　宅地を農用地に編入することの権限が農業委員会にあるということでしょうか。

係長 　　宅地というより、鶏舎の宅地部分を農用地に編入する申請になります。

〇〇委員 　　鶏舎の宅地部分を農用地に編入するのはおかしくないのでしょうか。

係長 　　鶏舎と倉庫の宅地部分を農用地に編入することについて、振興局で可能であると確認をとったうえで上程しています。

〇〇委員 　　宅地を農用地に編入すると聞けば違和感を覚えます。

係長 　　和歌山県下でも事例をほとんど聞いたことがないようです。

〇〇委員 　　農業委員会での権限で許可できるものではないような気がします。税制上の優遇を受けたいのであれば、税務署なりに農業をしていると申出をして受ければ済むのではないのでしょうか。

係長 　　税制上の優遇を受ける要件として、鶏舎が農用地に含まれているかどうか優遇を受ける条件になります。

〇〇委員 　　現実、宅地を農用地に入れる行為にしか思えません。

係長 　　登記地目上では宅地ですが、畜産業用の鶏舎も広い意味で農業となります。

〇〇委員 今回の申請地は、元々農地だったところに鶏舎を建てるため、農用地除外を行って転用しているところになります。農地から埋め立てをして周りに影響のないように指導の下で転用しているわけです。

〇〇委員 農用地に編入されれば、地目は変更されるのでしょうか。

係長 あくまで地目は宅地のままで、農用地区域に編入となります。

〇〇委員 振興局もその話で了承が取れていると聞きましたので、納得いたしました。

議長 今回の申請を行うメリットは何かあるのでしょうか。

係長 税制上の優遇が受けられることです。

局長 地目は宅地ですが、農用地に編入されれば様々な規制がかかるようになります。リスクを承知のうえで税制上の軽減を受けたいと考えて申請が来ているということです。

〇〇委員 税制上の優遇とは、具体的に何が優遇されるのか調べていますか。

係長 固定資産税の課税の計算方法が変わるようです。

〇〇委員 今回の申請地は最近売買があり、経営者が変わっています。今までここでやっていた方は高い金額で税金を納めていたことになります。不平等なように思います。

係長 資料を今用意はしていないので、詳しく説明はできませんが、令和3年度から適用されるものと調べました。

〇〇委員 反対側にも鶏舎があると思いますが、その土地はどうなっているのでしょうか。

〇〇委員 鶏糞の倉庫になっていますが、所有者が違います。

議長 他に質問等ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第32号につきましては、異議なしとして町長に回答いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より

報告願います。

係長 ～令和4年度前期分報酬の支払いについて～
 ～令和4年度農業委員会視察研修について～

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年10月7日（金）午後1時30分
 から富田事務所2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこ
 れで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

議長 ～楠本会長は、午後2時30分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。